

# 杉並区児童相談所設置運営計画（最終版）（概要）

## 計画の位置付け等

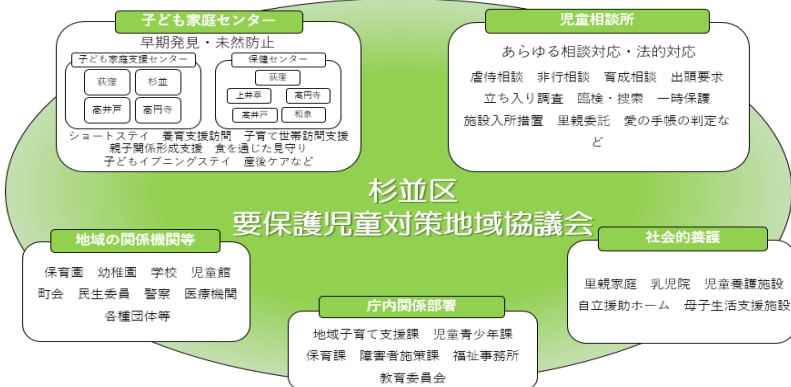
- 区立児童相談所を設置するに当たり、基本的な考え方や準備状況等をまとめたものであるとともに、開設後の区立児童相談所の運営及び児童相談体制の基本的指針となるもの
- 令和5年度施行のこども基本法に基づく国や都の動向や、令和6年度施行の改正児童福祉法の内容、今後の庁内検討及び東京都との協議等を踏まえ、必要に応じ更新する

## 第1章 基本方針

- 1 基本方針（目指す姿）  
区は、児童相談所を設置し、児童福祉法の理念に則り、区民に身近な基礎的自治体として、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先される「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現を目指す。
- 2 基本方針の実現に向けて
  - 児童相談所は、支援が必要な子どもに会い、子どもの声をしっかりと聞き、支援の方針を策定する。
  - 児童相談所は、専門性の向上に努め、家族が主体的に子どもの安全を創っていくよう支援を行うとともに、里親、児童養護施設等と連携して社会的養護を必要とする子どもへの支援を、同様の考えのもと実施する。
  - 児童相談所、子ども家庭支援センター、保健センターが適切な役割分担の下、強力に連携して迅速かつ的確な児童虐待対応を図る。
  - 子ども家庭支援センター及び保健センターの児童虐待の早期発見・未然防止の取組を推進し、一時保護等に至るケースの重篤化を防ぐことで、機動的に対応できる児童相談所をつくりあげていく。
  - 保育園、学童クラブ、学校、児童養護施設等の関係機関による要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、地域全体で子どもを見守り支援するとともに子どもの声に耳を傾ける環境づくりに取り組んでいく。

## 第2章 児童相談所設置後の児童相談体制

- 児童相談所と子ども家庭センター（子ども家庭支援センター・保健センター）の役割分担をより明確にし、これまで以上に迅速丁寧な対応を行うとともに、児童虐待の予防機能を一層強化する。
- 児童相談所後も、子ども家庭支援センターは要対協調整機関として、地域ネットワークの中核を担う。
- 地域における見守り機能を強化するため、保育園、児童館、医療機関、区内の児童養護施設、乳児院等との連携強化を図る。

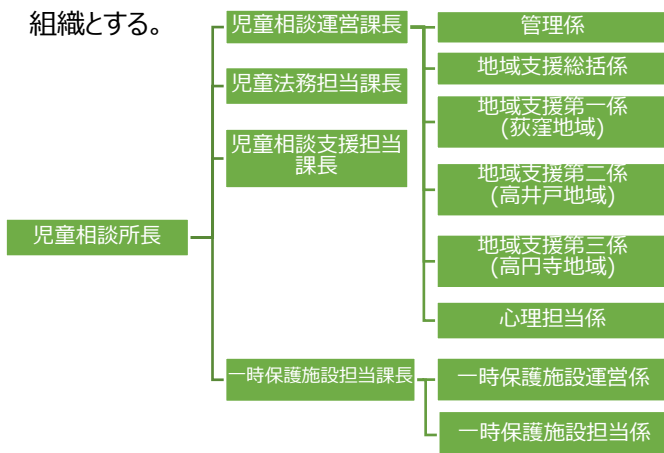


## 第3章 施設整備

- 開設年月：令和8年11月
- 施設概要等 ・敷地面積：969.41㎡ ・施設規模：延床面積 2994.94㎡ 地上6階、地下1階
- 児童相談所は単独施設とし、国の「児童相談所運営指針」に定める必要な諸室（事務室、会議室、相談室、司法面接室、心理検査室等）の確保に努める。
- 一時保護施設は、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」、「一時保護ガイドライン」に基づき、子どもが安全・安心に過ごすことのできる環境づくりに配慮し、居室、トイレ、浴室は個室を基本とする。定員は、学齢男女各6人、幼児4人の計16人とする。

## 第4章 人材確保、育成と組織体制

- 児童福祉司は児童相談所運営指針に定める標準の数等に、地域の実情を考慮した人員の配置とする。
- 児童相談所長や児童福祉司(SV)の確保は、児童相談所経験者採用、任期付き職員採用などを進めていく。
- 「杉並区福祉職人材育成方針」の考え方を踏まえ、業務の継続性を確保しながら、ジョブローテーションを計画的に進めていく。
- 組織的に判断し迅速に対応できるようにするとともに、職員が安心して働くことのできる組織とする。
- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見や意向の把握が確実にできる組織とする。
- 一時保護開始の判断に関する司法審査やその他の法的措置などが迅速かつ適正に講じられる組織とする。
- 支援が必要な子どもが、支援の隙間に落ちることがないように、子ども家庭支援センター、保健センターとの連携が取りやすい組織とする。

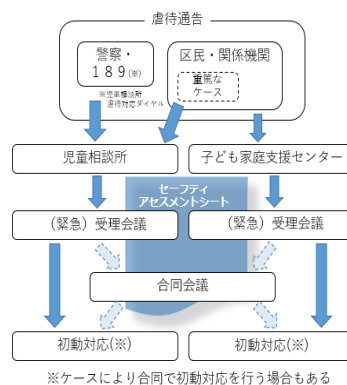


## 第5章 相談の流れ

- 子ども家庭支援センターは、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての強みを活かし、これまで同様、関係機関を中心とした通告窓口とする。
- 児童相談所は、警察や重篤な虐待等との判断から、児童相談所を通告先として選択した区民等から虐待通告を受け付ける。

### 「通告からの流れ」

※「杉並区児童相談所と子ども家庭支援センター・保健センターの連絡・調整に関する杉並ルール」に基づき実施



※ケースにより合同で初動対応を行う場合もある

## 第6章 一時保護

- 一時保護施設の支援は、次の基本理念のもと実施する。
  - ・子ども一人ひとりの人権を尊重します。
  - ・安心・安全な場所を提供します。
  - ・育つ力を支えます。
  - ・地域社会との繋がりを大切にします。

## 第7章 社会的養護

- 杉並区社会的養育推進計画は、令和10年度～11年度を期間として策定する。
- 区内児童養護施設、乳児院、里親家庭等との連携を深め、子育て短期支援事業、一時保護委託等について協力体制を構築する。
- 社会的養育自立支援拠点事業においては、児童養護施設を退所した者に加え、虐待経験がありながらも、これまで社会的養育につながらなかった者等へも必要な情報提供や相談・助言等を実施する。

## 第8章 児童相談システム

- 効率的な事務処理と適切な個人情報管理を行うための、「児童相談システム」を導入する。
- 「児童相談システム」は、児童相談所との情報連携、連絡・調整事務を効率的に行うため、児童相談所、子ども家庭支援センター及び保健センターにおいて利用する。
- ケースワークの中で行う面談、訪問、会議等における記録等の事務作業の軽減を図るとともに、システムの活用による現場対応の後方支援が行えるようにする。

## 第9章 施設運営

- 「親子のための相談LINE」事業について、他区の児童相談所と同様に、都が委託する事業者により実施する。
- 児童養護施設等における重大事故・事件等については、都や他区の児童相談所等と連携して対応する。
- 大規模災害時は、国の「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」に基づき実施する。
- 児童相談所における災害時の対応については、開設前から、区の地域防災計画と調整を図る。

## 第11章 その他

- 近隣住民へは、設置時期の周知に加え、具体的な運営等について情報提供を行うなどにより、設置に対する継続的な理解を醸成し、安全に過ごすことのできる児童相談所・一時保護施設としていく。
- 児童相談所・一時保護施設は、第三者評価等により質の担保を図るとともに近隣住民が安心できる環境を整備する。
- 児童福祉審議会等を活用するなど、個別ケースに関する子どもの権利擁護に係る環境整備に取り組む。
- こども性暴力防止法に基づき、児童の指導及び一時保護に関する業務を行う者について、特定性犯罪の犯罪事実確認を実施する。